

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080010	高等学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、右の提案主体からは、右の提案主体から提案及び意見を踏まえ、早急に実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。	本市の提案を前向きにご検討いただきありがとうございます。 本市は、「公立小学校、中学校及び高等学校（以下「公立学校」等という。）の教諭については、校長の行う職務に併せて、校長の行う職務に併せての参画に携わることができる」として、(昭58・3・11 提出質問第13号「外国人の公立小・中・高等学校教員任用に関する質問主意書（提出者斉藤実）に対する政府答弁書（昭58・4・1）」）であることから、公立高等学校の公設民営の在り方として、いわゆる指定管理者制度のような方法ではなく、本市の提案した方法をお願いしているところです。 回答によりまして、具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度の在り方等についてご教示くださるようお願いいたします。	A		1266	1266010	「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。	市町村と株式会社等が共同で新たな学校法人を設立し、公設民営方式で学校運営を行うことが可能な場合は、安定的かつ継続的な運営を続けながら、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現できる。また、学校の設置者にとっても、保護者や生徒にとっても選択の拡大が図られること、既存の公立学校に刺激が与えられることにより、競争が生まれ、公立学校教育全体の質の向上が図られることなどが期待される。	福岡県北九州市	市町村と株式会社等が共同で新たな学校法人を設立し、公設民営方式による学校運営を行うことが容易にし、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現する。	
080010	高等学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、右の提案主体からは、右の提案主体から提案及び意見を踏まえ、早急に実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。	・回答は「対応不可」となっているが、貴省の回答に「地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度のあり方等について検討している」とあるように、本市の提案趣旨も含めて検討しているとの回答を受けとめた。 ・本市では、18年4月開校を目指して準備をしており、時間的な問題もあることから、早急に結論を得られるよう検討していただきたい。	A		1205	1205010	「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。	千葉県の独立高等学校再編計画により、野田高校定時制の平成18年度募集停止、20年度廃止が決定され、募集停止後は近隣の定時制高校により対応することとしているが、野田高校定時制は、高校には進学したいが学力的な問題で他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、不登校等の問題で、他の高校に進学できない生徒の受け口となっていること、中途退学等で再出校を望む生徒の受け口となっていること、身体障害児を積極的に受け入れていること等から、当該生徒の高校進学先としてのニーズは極めて高い。仮に当該生徒が近隣の定時制高校へ進学した場合、通学時間が長くなること、とりわけ、鉄道から離れている近隣の地域の生徒の通学が困難になることが想定される。このような特筆すべき地域的なニーズを踏まえるとともに、定時制高校は、働きながら学ぶ生徒や一度社会に出て再就職のために高等学校で再度学ぶとする生徒が多いことから、生徒の将来の人生設計をフォローする。いわゆるキャリアデザインの考え方を教育課程に取り入れることにより、新しい定時制高校の設置を目指す。そのための実現方策として、市及び学校法人等が協力して新たに学校法人を設置し、市の支援を受けて運営を行う。いわゆる公設民営方式の高等学校設置を行う。学校運営は市内の既存私立高等学校等の校地・校舎を借り上げて行う(特区番号820(001-2) 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業を活用すること)とするが、市が学校法人の運営に関する重要な事項(財産面、人事管理面、カリキュラム面等)に積極的に関与すること、市が財政的支援等を行うこと等により、学校経営の適正性(継続性・安定性)を確保することを担保する。併せて公設民営高等学校の設置を容易にするため、設置認可の手続きを簡素化する特例を提案する。さらに、前述のとおり、定時制高校は不登校等の問題を抱える生徒も入っていることから、当該事業においては、現在市が行っている、小中学生を対象とした不登校児童生徒の学校復帰支援事業である「適応指導学級」と当該学校法人との人的交流を図ること、前述のキャリアデザインの考え方を教育課程に取り入れることにより、今までの定時制高校の枠を超えた、偏重傾向でないユニークかつ効果ある新たな定時制教育の実現を目指す。以上により、当該特区事業は、教育を受ける意思のある生徒の教育を受ける機会を確保するといふ社会的効果はもとより、一定の雇用創出が図られるという経済的効果も期待できる。	野田市	地元高校定時制の平成18年度募集停止、20年度廃止が決定されたが、地域的なニーズを踏まえ、キャリアデザインの考え方を取り入れた新しい定時制高校の実現を目指す。その実現方策として、市及び学校法人等が協力して、市の支援を受けて運営を行う。いわゆる公設民営方式の高等学校設置を行う。学校運営は、市が学校法人の運営に関する重要な事項(財産面、人事管理面、カリキュラム面等)に積極的に関与すること、市が財政的支援等を行うこと等により、学校経営の適正性(継続性・安定性)を確保することを担保する。併せて公設民営高等学校の設置を容易にするため、設置認可の手続きを簡素化する特例を提案する。	
080020	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、提案者からの提案及び意見を踏まえ、実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。 なお、提案主体の意見によれば、中央教育審議会の検討において「いわゆる「公設民営」型の学校における運営委託先として、原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当」とされており、しかし、既に株式会社による学校設置が認められている現在、一定の要件を満たした株式会社も、学校法人と同じように運営委託先として認められることは、当然であると考えます。株式会社による学校設置事業が認められた要因である、地域の特性を活かした教育の実施や、学校教育全体の活性化を図るといふ主旨が「公設民営」においても実現するよう、株式会社を運営委託先とする方法を検討して頂きたいと思っております。	第20回中央教育審議会初等中等教育分科会における検討では、いわゆる「公設民営」型の学校における運営委託先として、「原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当」とされており、しかし、既に株式会社による学校設置が認められている現在、一定の要件を満たした株式会社も、学校法人と同じように運営委託先として認められることは、当然であると考えます。株式会社による学校設置事業が認められた要因である、地域の特性を活かした教育の実施や、学校教育全体の活性化を図るといふ主旨が「公設民営」においても実現するよう、株式会社を運営委託先とする方法を検討して頂きたいと思っております。	C		1192	1192010	「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。 なお、平成16年3月4日の中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」においては、「原則として、学校法人など安定的な経営基盤と学校教育に関する十分な実績を有する者が適当」と考えられる。この記述がありますが、今回の「公私協力学校法人」の設立に際しては、株式会社やNPO法人も参画できるものと考えています。	小学校・中学校においても公設民営での学校運営を認めます。	株式会社「ヴァ	少子化を背景に過去10年間で2000校の廃校が出ています。これらの廃校、または既存校においても公設民営化を図ることで、民間としては施設設置にかかるコストが削減できます。	
080020	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度の在り方等について検討を進めてあります。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、提案者からの提案及び意見を踏まえ、実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理することが設置者の責任であり、そのことにより、公共性、安定性を確保している」として、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と共同で学校を開設し、後者が管理、運営を行う新方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してはもう一つの新しい方式が認められるべきである。	C		1099	1099010	「設置者が責任を持って、その設置する学校を管理することが設置者の責任であり、そのことにより、公共性、安定性を確保している」として、設置者が自治体、学校法人、株式会社、NPO法人と単体でない場合が考えられる。いわゆる「公設民営」方式とは、特区への申請権を持つ自治体が学校法人、株式会社、NPO法人と共同で学校を開設し、後者が管理、運営を行う新方式である。幼稚園と高等学校に認められたが、小・中学校に關してはもう一つの新しい方式が認められるべきである。	国際化時代を迎え「帰国子女」在住外国人児童・生徒・幼児の日本語による学校教育、に対するニーズが高いつまり、「日本の義務教育対象外である。ことや日本語、日本文化への適応が困難である。外国人および帰国子女などに日本語と母語によるバイリンガル教育を行うものである。即ち生活していくうえで必要な日本語とともに、学習を理解するうえで必要な日本語およびバイリンガルの教科指導という独自のカリキュラムによる教育を提供する。この教育によって、彼ら自身の能力を開発し、また進学への道を開くことおよび、日本社会への適応を促すことを目的としている。彼らの教育環境を整えることは、日本社会の義務や彼らの権利といったことだけでなく、彼らの存在が本質的に持つ国際性が、将来、日本の社会・経済・文化面で国際性をより円滑にし、また強固なものにならうと考える。	特定非営利活動法人「IWC / IAC 国際市民の会	私ども、東京で活動している「特定非営利活動法人「IWC / IAC 国際市民の会」は、これまで長年にわたり、外国人児童・生徒や帰国子女の日本語教育および学習支援に携わってきました。「日本の義務教育対象でない」また「日本語、日本文化への適応が困難」といった特性を持つこれらの子どもたちには、公的支援が必要であるとともに、民間が持つ独自のカリキュラムによる学習指導や心理的ケアの方法を適用すべきであると考えています。われわれのこれまでの実績を活用し、公設民営方式の小・中学校での実施を目指しています。「IWC / IAC 国際市民の会」では、創設以来20年の在日外国人への日本語および生活支援の実績と、日本の公立小・中学校で学ぶ外国から来日した子女への、日本語、学校生活適応指導、学習支援活動の実績から、これらの子女を含め、日本の子供達へも、徹底した国際理解教育の必要性を痛感している。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080020	小・中学校における公設民営方式の容認	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理する。	C	いわゆる「公設民営」型の学校の設置については、「構造改革特区第3次提案に対する政府の対応方針」等を踏まえ、中央教育審議会において教育的見地からその在り方の検討を実施しました。具体的な制度化については、更なる検討が必要であり、文部科学省としては、構造改革特区についての提案の趣旨を最大限実現するため、地方公共団体と民間事業者が共同で学校法人を設立し、学校運営を行う等の方法も含め、制度の在り方等について検討を進めております。	公設民営学校の制度化については従来から提案が出ており重要な検討課題であり、特区第3次提案の対応方針等で実現が決まっているところであるが、提案者からの提案を踏まえ、実現するためにはどうしたらよいかという観点から制度の在り方等について現時点での検討の内容及びスケジュールを示されたい。			「公設民営」型の学校については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する制度について、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象に制度化するため、次の構造改革特別区域法の改正において対応することを念頭にさらに検討を進めてまいります。	1151	1151020	中教審の答申において、公設民営方式の学校設置については幼稚園と高等学校には認められたが、義務教育段階の小・中学校に関してはまだ認められていない。また、前記の学校についても、運営主体となるのは学校法人に限定されている。小・中学校の児童・生徒こそ特色ある自由教育の効果をもっと顕著に現れるものであるから、それらの学校においても公設民営方式の導入を行うべきである。また、学校運営主体も学校法人に限ることなく、NPO法人なども運営できるようにすべきである。	私たちは2004年4月に、箕面市にNPO法人による無認可の学校を開校し、不登校児童・生徒のほか、既存の学校では提供されない特別な教育ニーズを持つ子どもたちも受け入れている。この特例措置によって、そのような教育ニーズを持った子どもたちも通える公設民営学校を創りたいと考えている。このことにより保護者が経済的負担を心配することなく、自分たちの教育ニーズにあった学校を選択することができるようになる。地方自治体で小規模な選択制の学校を設置してもらい、管理・運営はNPO法人が行う小・中一貫教育を行う実験学校を創りたい。	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	現行の学校教育では充足できにくい多様な教育ニーズに対応するため柔軟できめ細かな教育ができる小・中一貫の実験学校を箕面市に設置する。この学校は公設民営方式で運営されるので、地方公共団体が学校の設置主体となり、その管理運営をNPO法人等の民間学校事業者に委託する。地方公共団体は、市の遊休施設の供与、市費・県費負担教職員等の派遣または管理委託先の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的な試みを実現するため本構想では、次の特例措置を要望している。(1)NPO法人学校の対象範囲の拡大。(2)公設民営方式による公立小・中学校のNPO法人による学校運営の容認。	
080030	公立小・中一貫校の設置	学校教育法第19条、37条等	小学校の修業年限は、六年とする、中学校の修業年限は、三年とする。	D-2	提案の趣旨である、学校区分にとられない教育課程の柔軟な運用については、「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によって実現可能です。	右の提案主体からの意見について回答されたい。		D-2	「構造改革特区研究開発学校制度」の活用によってカリキュラムの弾力化による小・中一貫教育の実施は可能ですが、初等部、中等部制など、新たな学校制度創設による徹底した小・中一貫教育をめざすものであり、ご指摘の特区では実現困難です。内容を吟味の上、改めて回答願います。	1200	1200010	現在の学校教育法第1条では小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園を学校としているが、新たに小・中一貫校を「(仮称)初等中等学校」として設置する。	現在の小学校及び中学校の区切りを変更し、小学校の教育課程と中学校の教育課程を、初等部(4年)・中等部(5年)とする。	東京都杉並区	区立の「小・中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。	
080040	公立小・中学校の地方独立行政法人による管理・運営の容認		学校の設置者とは、校舎等の施設をとのえ、教職員等の人員を配置し、教育という役割を提供する体制をとのえている者を指す語であり、そういう設置者が学校を管理する。教育の役割を提供すること(学校教育法第5条)は当然のことを言っているに過ぎません。平たく申せば、教育という役割を提供している者は誰かということを入れる概念とも言い換えるかと思いますが、この点、貴区の提案では、地方独立行政法人が職員の雇用主体となる。実際の教育の役割は地方独立行政法人から提供されるものと見受けられます。そのような提案でありつつ、なおかつ散逸して区を設置者として位置づけたいという提案は、その必要性や趣旨が明らかではありません。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。地方独立行政法人の業務の範囲に小・中学校の設置運営は含まれていない。	C	学校の設置者とは、校舎等の施設をとのえ、教職員等の人員を配置し、教育という役割を提供する体制をとのえている者を指す語であり、そういう設置者が学校を管理する。教育の役割を提供すること(学校教育法第5条)は当然のことを言っているに過ぎません。平たく申せば、教育という役割を提供している者は誰かということを入れる概念とも言い換えるかと思いますが、この点、貴区の提案では、地方独立行政法人が職員の雇用主体となる。実際の教育の役割は地方独立行政法人から提供されるものと見受けられます。そのような提案でありつつ、なおかつ散逸して区を設置者として位置づけたいという提案は、その必要性や趣旨が明らかではありません。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。地方独立行政法人の業務の範囲に小・中学校の設置運営は含まれていない。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	学校の設置者についての考えは、分かりました。しかし、その内容は、区がスポーツ施設を建設し、その運営を区職員が派遣する財団法人に委託する機会など他の分野で行われているものと変わらないと考えます。貴省が、検討中の幼稚園、高校の包括委託も同様のものと考えます。義務教育学校のみ、公設民営が出来ないとする考えは理解できません。また、事業内容と特例事項のバランスを失っているとのご指摘ですが、政府の規制改革・民間開放推進会議などにおいても、学校の公設民営が課題となっている現状を考えると、本区の提案が決してバランスを失っているとは考えられません。改めてご教示願います。	C	貴区のスポーツ施設がどのような設立根拠で設置されているのか承知してありませんが、仮に個別の法令に学校教育法の設置主体に関する制度のような制度が特段なく、条例で独自に設置している施設であれば、そのような施設には、関係法令との関係を整理する必要はございません。学校とそれらの施設とは同列に論じられないものと考えております。 なお、ご指摘の幼稚園、高等学校のいわゆる「公設民営」型の学校の検討については、地方公共団体と民間が共同で「公私協力学校法人」を設立し、公設民営学校を設置する方法で制度化することを念頭に検討を進めているところです。	1200	1200020	小・中一貫校を、設置者でない地方独立行政法人が管理運営する。	杉並区の設置する公立小・中一貫校を地方独立行政法人により管理・運営する。このことにより、理事会の設置や寄付金の提供などで、地域の意向を反映させた住民参加型の学校運営を行う。	東京都杉並区	区立の「小・中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。	
080050	公立小・中学校の地方独立行政法人への管理委託の可能性		地方独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務事業を担うために設立される法人と承知しています(地方独立行政法人法第2条、第3条)。ご提案のように、自らの独自の業務を有さず、委託により業務が与えられるかどうか区という別人格の判断に左右され、場合によっては業務のない状態で存続する法人という形態は、地方独立行政法人制度の趣旨そのものに触れるものと考えます。この点について、ご検討いただければと存じます。なお、前回ご回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるように、引き続き検討を続けております。	C	地方独立行政法人は、確実に実施されることが必要な事務事業を担うために設立される法人と承知しています(地方独立行政法人法第2条、第3条)。ご提案のように、自らの独自の業務を有さず、委託により業務が与えられるかどうか区という別人格の判断に左右され、場合によっては業務のない状態で存続する法人という形態は、地方独立行政法人制度の趣旨そのものに触れるものと考えます。この点について、ご検討いただければと存じます。なお、前回ご回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるように、引き続き検討を続けております。	貴省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、…」とあるが、引き続き検討を続けております。」とあるが、その具体的な内容及び検討スケジュールを示されたい。	ご指摘の業務が別人格に左右され、場合によっては業務のない状態で存続するとの危惧は、区が条例によって地方独立行政法人を設置し、その中で業務を明らかにすることで、解決できるものと考えます。総務省からは「学校教育法第5条の特例が認められない」との回答を得ています。この点を踏まえて、改めて回答願います。また、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理等につきましても、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C	ご指摘の総務省の回答は、管理委託等に関する関係法令が整理された場合との仮の前提に立った上で、小・中学校の設置・管理という業務を地方独立行政法人が行うこと自体について述べたものと思われます。文部科学省としては、そのように地方独立行政法人が自ら学校の設置管理を行う際においても、教育委員会制度との整合性等の関連規定の整理が必要であると考えています。 なお、検討の内容等については、それぞれ、教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、教職員の職務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	1200	1200030	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小・中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	東京都杉並区	区立の「小・中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080060	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際しての教育委員会が関与		国、地方公共団体、学校法人のみが学校を設置できる(特区において株式会社、NPO法人も学校を設置可能)、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。	C	前回ご回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理については、その他の大きな論点である、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などと併せ、ご提案の趣旨を実現できるよう、引き続き検討を続けております。	費省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示された。			地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理につきましても、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。		1200	1200040	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
080070	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の中期目標などの規定の適用除外		国、地方公共団体、学校法人のみが学校を設置できる(特区において株式会社、NPO法人も学校を設置可能)、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。	C	地方独立行政法人制度においては、中期目標などの目標計画の仕組みは、法人の自主的な運営や事後評価と一体となって一連の制度を形成しており、まさに同制度の中核をなす部分であると承知しております。委託を利用すること等の課題は別項目でもご回答いたしますが、ここでも、同制度の中核部分について影響を与えようと考えていると想われます。なお、前回ご回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、引き続き検討を続けております。	費省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示された。			前段については、「公立小中学校の地方独立行政法人への管理委託の可能性」において述べたとおりです。また、地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定か、ご教示願います。		1200	1200050	地方独立行政法人法が規定する中期目標の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人には適用しない。	地方独立行政法人法で規定する中期目標の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人との委託契約で対応する。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
080080	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和	小学校設置基準、中学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1	前回の提案の際にもお答えしましたとおり、学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長(構造改革特区における株式会社立学校の場合は特区長)に委ねられています。なお、前回はご回答いたしましたが、現行の学校設置基準のどの部分について緩和が必要であるとお考えか、可能であればご教示ください。	右の提案主体からの意見について回答されたい。			小学校設置基準及び中学校設置基準は、名前のとおり、小学校及び中学校を単独で設置する場合の基準であり、本区が設置しようとする小中一貫校の校舎及び運動場などの基準についての具体的な考え方が示されておらず、こうした基準が示されることで、設置認可を行う所管庁の長の認可が可能になると考えます。従いまして、小中一貫校における校舎及び運動場などに関する基準について、費省の見解について具体的に提示願います。		1200	1200060	現行の小学校設置基準及び中学校設置基準は、平成14年に作成されたもので、小中一貫校を想定した内容となっていないので、同基準の緩和が必要である。	小中一貫校を設置し、学級定員を30人とする生活指導を中心とする学級運営、無学年制の習熟度別指導・少人数指導による学習活動を行う。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
080090	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における学級編制及び教職員定数標準の緩和		国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C	前回ご回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、学級編制の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	費省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示された。			地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理につきましても、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。		1200	1200070	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める学級編制の児童数及び教職員定数の基準を緩和し、同法で定める学級編制定数に満たない学級であっても、同法に定める基準に該当するとみなして、教職員を配置する。	小中一貫校を区内に設置し、学級編制を30人とする予定である。ただし、学級編制基準を40人から30人に変更するものではなく、弾力的運営により、30人の学級とする。したがって15人、16人の学級は生ぜず、30人の学級人数に学級数を乗じた人数を超える希望数のある場合は、抽選により入学者を定める。こうした学級編制に標準法に定める教職員配置数の例外を設け、少人数学級を通常の学級とみなして、県費負担教職員を配置する。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080100	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における県費負担教職員（校長を含む）の任命権を区教育委員会に付与	学校教育法第2条、地方独立行政法人法第21条	国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C	前回の回答しております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理については、その他大きな論点である。教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などと併せ、ご提案の趣旨を実現できるよう、県費負担教職員の任命権の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	費省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示された。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、教職員のサービスの取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	1200	1200080	校長をはじめとする県費負担教職員の任命権を市町村教育委員会に付与する。	都道府県が持つ任命権を市区町村に移すことにより、小中一貫校を委託する地方独立行政法人に適した教職員を派遣する。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
080110	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における区教育委員会任命職員の県費負担教職員人件費相当額の担保		国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C	前回の回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、教職員の任用・給与負担の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	費省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示された。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、教職員のサービスの取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	1200	1200090	区が任命権をもつ県費負担教職員の給与は都が負担する。	区が任命する県費負担教職員の給与は、市町村立学校職員給与負担法に基づいて都が負担し、都の支出金を受け区が支給する。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
080120	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における県費負担教職員の超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給		国、地方公共団体、学校法人以外の者は学校を設置できない(特区における株式会社、NPO法人を除く)。学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	C	前回の回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるよう、教職員の任用・給与負担の在り方を含め、引き続き検討を続けております。	費省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示された。	地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましては、具体的に何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C		検討の内容等については、それぞれ、教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、教職員のサービスの取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	1200	1200100	県費負担教職員の旅費及び超過勤務手当の市区町村による負担	区が設置する小中一貫校で行う上乗せ授業の実施に際して必要となる、教員の超過勤務、旅費などを、区市町村が、支給できるようにする。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。
080130	地方独立行政法人に委託した公立小中学校における特別負担金の徴収	日本国憲法第26条	義務教育は、これを無償とする。	C	日本国憲法では、第26条において、すべての国民に対してひとしく教育を受ける権利を保障するとともに、義務教育を無償とすることを明確にしています。この規定を受け、我が国の公立の小・中学校においては授業料等が無償となっており、国内のどの地域に住んでいても一定の水準の義務教育を受けることが可能になっています。公立学校における授業料徴収は、保護者の経済状況によって受けられる授業が制約されるという事態を生じさせることとなります。このことは、日本国憲法の要請に反するものであるため、提案の実施は不可能です。	右の提案主体からの意見について回答されたい。なお、仮に学校の義務教育とは別に上乗せして行うもので、必ずしもすべての児童生徒が受けなくてもよい学習機会の提供について、実費を徴収することは可能であるか。	特別負担金については、義務教育の上乗せ部分を想定しています。また、保護者の経済状況も勘案し、減免制度を設けています。移動教室等での保護者負担金の例もあり、提案の程度であれば憲法の原則に矛盾しないと考えています。改めてご教示願います。	C		日本国憲法では、第26条において、すべての国民に対してひとしく教育を受ける権利を保障するとともに、義務教育を無償とすることを明確にしています。過去の最高裁判所の判例においても、「同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」とされており、公立義務教育諸学校において行われる授業の対価として授業料を徴収することは憲法の要請に反するものと解されます。なお、例えば、教育委員会等が休日などに学校施設を活用して任意参加の実験教室等を主催し、学習機会の提供を提供する際に、実費を徴収することは可能であると考えます。	1200	1200110	地方独立行政法人の管理する学校で行う予定の上乗せ授業に要する経費を特別負担金として児童生徒の保護者から徴収する。	学習指導要領に基づく、義務教育の範囲を超える独自の教育カリキュラムによる授業(以下、上乗せ授業という)の実施によって生じる経費のうち、一定額(低額)については、特別負担金を徴収する。経済的事情により負担が困難な児童・生徒に対しては、減免制度を設ける。 *上乗せ授業について、他の区立小中学校では実施されない小学校1年からの英語学習、小学校5年からの選択教科の導入等による、通常の授業時間を超過して行われる授業時間のこと。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。

管理コード	規制の特例事項名	該法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080140	地方独立行政法人に委託した公立小・中学校における教科書採択権限の地方独立行政法人への委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号	公立小中学校の教科書採択権限は、設置者である市町村教育委員会が有している。	C	地方独法における教科書採択の在り方については、この点のみを取り出している回答は困難であり、他のご提案項目を含めて、地方独立行政法人への公立学校管理委託の可否の検討全体の中で検討を進める必要があると考えております。なお、前回ご回答いたしております。地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分の取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるような、引き続き検討を続けております。	費省の回答では「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、・・・引き続き検討を続けております。」とあるが、右の提案主体からの意見も踏まえ、その具体的内容及び検討スケジュールを示されたい。	C	検討の内容等については、それぞれ、教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、教職員の職務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。	1200	1200120	地方独立行政法人が管理する学校の教科書については、当該法人が教科書を採択する。	地方独立行政法人が管理する小中一貫校の教科書については、当該校の教育にふさわしい教科書を検定済み教科用図書から教科書選定委員会において選定し、採択する。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。		
080150	地方独立行政法人に委託した公立学校における休業日の変更	学校教育法施行規則第47条	公立学校における休業日は、次のとおり。 1. 国民の祝日に関する法律に規定する日 2. 日曜日及び土曜日 3. 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日	C	学校週五日制の趣旨は、学校、家庭、地域がそれぞれの特色を発揮しながら、協力して社会全体で子どもを育てていこうとするものです。これにより、子どもの学びを支える社会体験、自然体験などの多様な体験の機会を拡大をねらいとしており、平成4年の月1回の実施以来10年間以上かけて着実に進めてきたものです。このような、学校週五日制の趣旨及び導入までの経緯を踏まえれば、土・日曜日を休業日とする規定について特例を設けることは、社会全体で子どもを育てようという取り組みや努力を否定するものになりかねず、適当ではありません。 しかしながら、それぞれの自治体において、学校・家庭・地域社会が連携しながら、土・日曜日や平日の放課後に児童生徒の多様な学習機会を提供することは、積極的に行われるべきものであり、その中には、例えばいわゆる基礎学力の定着を図る活動も含まれます。現在でも、土曜日等の休業日に、教職員が参加して希望する児童生徒の多様な学習機会を提供することは、多くの学校において取り組まれているところで、貴区におかれましても、学校週五日制の趣旨をご理解いただき、児童生徒が多様な体験の機会を得られるよう、積極的な取り組みを実施していただきますようお願いいたします。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	C	前回ご回答させていただきましたように、学校週五日制の趣旨は学校、家庭、地域がそれぞれの特色を発揮しながら、協力して社会全体で子どもを育てていこうとするものであり、10年以上の期間をかけて導入してきた社会全体のシステムです。したがって、貴区のご提案のように、土曜日を一律に休業日とすることは学校週五日制の趣旨に反するものと考えております。なお、ご指摘のように各自治体において、土曜日等を活用して希望する児童生徒に対して学習機会を提供することは広く行われており、積極的に進めるべきことですから、貴区においても学校週五日制の趣旨をご理解いただいたうえで、保護者等のニーズに応えられるよう、積極的な取り組みを進めていただきますようお願いいたします。	1200	1200130	公立学校における休業日を変更し、月曜日から土曜日まで授業を行う。	月曜日から土曜日まで授業を行う。授業時数を確保し、平日の午後は部活動の充実を図る。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。		
080160	地方独立行政法人に委託した公立学校を運営する地方独立行政法人への寄付金に対する税制上の優遇	国、地方公共団体、学校法人のみが学校を設置できる（特区において株式会社、NPO法人も学校を設置可能）。 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。 地方独立行政法人の業務の範囲に小中学校の設置運営は含まれていない。	C	税制の在り方については、ご提案の事業がどのような形で実現されるか等によるものでありますので、この点のみ取り出している回答は困難です。他のご提案項目を含めて、地方独立行政法人への公立学校管理委託の可否の検討全体の中で検討を進める必要があると考えております。なお、前回ご回答いたしております。公立学校を地方独立行政法人制度の対象とする場合の、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理、教職員の身分取扱い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るための諸制度への適合性などについては、ご提案の趣旨を実現できるような、引き続き検討を続けております。	この項は地方独立行政法人が管理・運営する学校を寄付金控除の対象とする事により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がります。地域密着型の学校としての健全な財政基盤の確立につながることで、集まった寄付金の活用が地域経済を刺激し、民間活力の活性化に寄与すること、既存の私立学校と同等の寄付金控除の対象とすることで、競争条件の確保が図れることから提案しているものです。これらの点から、単に従来型の税制措置を求めるとは、ではないことをご理解いただき、16年度の地方独立行政法人への寄付に対する財務省での税制措置に併し、同様の措置を講じるよう、再度ご検討の上、貴省のお考えをお教えください。また、地方独立行政法人制度と教育委員会制度等の関係の整理等の検討につきましても、具体的な何が課題となっているのか、いつまでに結論を得る予定かご教示願います。	C	検討の内容等については、それぞれ、教育委員会制度の趣旨である中立性、安定性、継続性の確保、多様な民意の反映等を担保する仕組み、教職員の職務の取扱い、任命権の所在や広域人事等との関係、義務教育の無償制、市町村の学校設置義務、就学義務等の義務教育に係る諸制度全般との関係の整理などが、主要な課題であり、引き続き検討を行ってまいりたいと考えています。 なお、学校設置者としての学校法人への寄附税制について触れられていますが、貴区のご提案では学校設置者は区であり、地方独立行政法人が事業主体とならないご提案であると理解しています。財務面の両者の関係がどのようなものか明らかではなく、単純に学校法人に対する寄附税制と同列には論じられないものと考えます。こういった点も含め、「税制の在り方」といっては、ご提案の事業がどのような形で実現されるか等による、とご回答しているものです。	1200	1200140	小中一貫校を管理する地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする。	地方独立行政法人が管理する小中一貫校は、理事会に地域代表を入れるなど、これまで以上に地域密着型の法人運営を予定している。当該法人への寄付により、地域住民、地域民間企業、個人事業主などの支援の輪が一層広がります。地域密着型の学校としての基盤の確保につながるものとなる。	東京都杉並区	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる。			
080170	NPO法人学校の対象範囲の拡大		ご提案ありがとうございます。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることとしてしております。 なお、検討にあたり、貴法人の活動態も踏まえつつ、貴法人が考える「特別な教育ニーズ」について、より具体的にご教示いただければ幸いです。引き続きよろしくお願いたします。	C	ご提案の内容を実現する方向で検討を進めていると解してよいのか、現時点での検討状況を回答されたい。	C	ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、今年度中に結論を得ることとしており、文部科学省としても、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討しているところでございます。 現在、ご提案の趣旨等について適宜実地調査を行う等、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握するための検討を行っているところでございます。 引き続きよろしくお願いたします。	1151	1151010	構造成改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している、又は発達障害に伴う学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている対象範囲を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けることが重要であると判断した児童、生徒又は幼児」という規定を追加する。	私たちは2004年4月に、箕面市にNPO法人による無認可の学校を開校し、不登校児童・生徒のほかに、既存の学校では提供されない特別な教育ニーズを持つ子どもたちも受け入れている。ここでいう特別な教育ニーズというのは、外国語、芸術、多文化教育などの特化した教育分野というばかりでなく、個別化教育やプロジェクト学習による経験型教育などの生徒一人ひとりの教育ニーズに柔軟に対応できる教育方式も含んでいる。この特例措置によって、不登校児童・生徒のみならず、そのような教育ニーズを持った子どもたちも通える特区学校を創りたい。なお本構想では、NPO法人学校が今回提案している公設民営学校の委託先となるような規制緩和を求めている。	NPO法人大阪に新しい学校を創る会	現行の学校教育では充足できにくい多様な教育ニーズに対応するため柔軟できめ細かな教育ができる小中一貫の実験学校を箕面市に設置する。この学校は公設民営方式で運営されるもので、地方公共団体が学校の設置主体となり、その管理運営をNPO法人等の民間学校事業者に委託する。地方公共団体は、市の遊休施設の供与、市費・県費負担教職員の派遣または管理委託金の供与などの措置をとるものとする。上記の先導的な試みを実施するため本構想では、次の特例措置を要望している。(1)NPO法人学校の対象範囲の拡大。(2)公設民営方式による公立小・中学校のNPO法人による学校運営の容認。			

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080170	NPO法人学校の対象範囲の拡大			C	ご提案ありがとうございます。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることとしてしております。 なお、検討にあたり、貴法人の提案理由にあります「日本語による教育」について、より具体的にご教示いただければ幸いです。 引き続きよろしくお願いたします。	提案の内容を実現する方向で検討を進めていると解してよいか、現時点での検討状況を回答された。		C		先日は訪問にご対応いただきありがとうございました。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、今年度中に結論を得ることとしており、文部科学省としても、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討しているところでございます。 現在、ご提案の趣旨等について適宜実地調査を行う等、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握するための検討を行っているところでございます。 引き続きよろしくお願いたします。	1183	1183010	第2次提案に対する回答の中で、株式会社とNPO法人による特区学校の設立が認められ、しかし、NPO法人学校には「不登校児童等」への対応という条件がつけられている。この条件を拡大し、「地域のニーズ」に対応しては、NPO法人が学校を設立できることとする。構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している。又は発達障害を伴うため教育上特別な指導が必要であると認められる児童、生徒又は幼児を対象」とされている要件を拡大し、「その他当該自治体が多様な需要に対応した教育を受けたいとするNPO法人が地域における教育の担い手として認定することを可能とする。	東京都内でろう自身が日本で初めてバイリンガルろう教育を行ってきたNPO法人の子学園。その成果は保護者の方々をはじめ学園経験者に評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。役割は日本のバイリンガルろう教育の実践研究であり、新しい選択肢の一つとしてその成果を全国に広めることである。ろう者教師が中心となって教えることでろう児は母語(日本語)で聴覚と同等のコミュニケーションができ指導・授業内容は聴覚と同等である。また、成人ろう者、ろう児の集団からまさに生きる力の習得することができる大切な学びの場である。現在、聾学校では、ろう児の言語ができる日本語による教育が行われておらず、教員とのコミュニケーションがとれず、指導内容・授業内容が理解できない。そのため不登校にならざるをえない状況でもある。	NPO(バイリンガルろう教育センター)	5年前から日本で初めてバイリンガルろう教育を実践してきたNPO法人の子学園。ろう者の教員が中心となつてろう児に手話(日本語)と書記日本語による教育を行っている。視覚と聴覚と同等の学力を身につけることを目標としている。その成果は保護者の方々をはじめ評価され、関東近県はもとより全国から通ってきている。日本語政策学会をはじめとした言語学者、アメリカンユニバーシティ大学など世界からも注目を集めている。日本におけるバイリンガルろう教育の実践研究は急務であり、新しい教育選択肢の一つとしてその研究成果を日本国内をはじめ世界に広めることである。
080170	NPO法人学校の対象範囲の拡大			C	ご提案ありがとうございます。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握した上で検討を行い、今年度中に結論を得ることとしてしております。 なお、検討にあたり、貴法人の活動実績も踏まえつつ、現行の「不登校児童生徒等」以外に貴法人が考える特別な教育のニーズについて、より具体的にご教示いただければ幸いです。 引き続きよろしくお願いたします。	提案の内容を実現する方向で検討を進めていると解してよいか、現時点での検討状況を回答された。		C		先日は訪問にご対応いただきありがとうございました。 ご提案にある学校設置非営利法人による学校設置事業における対象範囲の拡大につきましては、今年度中に結論を得ることとしており、文部科学省としても、どのようにすればご提案の趣旨が実現できるかを引き続き検討しているところでございます。 現在、ご提案の趣旨等について適宜実地調査を行う等、学校設置非営利法人による学校設置事業に対するニーズ等を把握するための検討を行っているところでございます。 引き続きよろしくお願いたします。	1213	1213010	構造改革特別区域法第13条第1項の「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」と認められている児童、生徒若しくは幼児(以下「不登校児童等」という)に、併せて、「その他当該自治体が多様な需要を受けたいとするNPO法人が地域における教育の担い手として認定することを可能とする。	当校は、少数クラス編成で幼児から高等部までの一貫したシュタイナー教育を実践する法的に認可された小規模学校の設立を目指す。「不登校児」のために設立された学校と、特徴ある教育を積極的に求めて通う学校とは、その教育内容と社会的意義も違ってくる。要件を拡大することによって、多様な教育のひとつであるシュタイナー教育を実践する学校の本来持っている当校の業績が広く社会に受け止められ、法的に認可された学校として、特徴ある教育を実践する新しいタイプの学校のひとつのモデルとして今後の教育行政に貢献できる。廃校を活用することで、地域の特性を生かした総合学習の授業も豊富に盛り込み、近隣の自然環境や地域の人材を生かした学校づくりが可能になる。また、海外の事例からも、シュタイナー学校の卒業生は、自ら考え行動する自立した社会人として、個性を十分に生かした職業に就き、多方面で活躍している。本校の卒業生も、世界に対して心を開き、地域社会に貢献することを喜びとするような人材として成長していと確信している。	特定非営利活動(NPO)法人 東京賢治の学校 自由ワルドルフ・シュレ	NPO法人が運営している学びの場が、特区制度のもとで校地校舎を借用して法的に認知された学校を設立する場合は、まず廃校利用が考えられる。しかし、廃校の中に高等学校の運動場の基準を満たす学校は極めて少ない。そこで、高等学校の運動場面積の基準を3分の1とする。小・中学校の廃校を活用しての高等学校での設置が可能になる。更に、指定管理者制度の適用範囲に学校や地域のNPO法人等の教育機関を含めることで、廃校を利用した学校設立が更に容易になる。また、NPO法人立学校の対象要件「不登校児童等」の拡大で、シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持つ学校の設立趣旨を尊重することができる。
080180	NPO法人学校への立校費負担教職員無期限派遣	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等の期間は3年を超えることができない。		C	職員の雇用については、雇用者が雇用し賃金等を支払うことが労働関係の基本であると考えます。給与等を地方公共団体が支払いつつ、無期限に公務員を法人に派遣することは、当該業務が公務ではないこと、当該職員の身分取扱いを不特定にするものであること、公務員関係あるものは労働関係に鑑みてできないものと考えます。	右の提案主体からの意見について回答された。		C		ご意見のとおり、現行制度でも公益法人等への地方公務員の派遣については、合理的な理由があり、法の趣旨を逸脱しない範囲で再度の派遣が認められています。 ただし、当初から派遣先団体に同じ職員を繰り返し派遣することを前提に派遣を行うことは実質的に無期限に公務員を法人に派遣することと同様であり、これは当該業務が公務ではないこと、当該職員の身分取扱いを不特定にするものであることなどから法律で派遣期間の上限を規定している趣旨を没却するものであり適当ではないと考えます。	1079	1079010	公立学校の教職員を期限を設けずNPO法人立学校に派遣して、そのNPO法人立学校の教職員にすることができるようになる。	NPO法人立学校を設立し、その教職員の一部に、派遣してもらった公立学校の教職員を無期限で充てる。 NPO法人立学校に、その学校の方針や教育方法に合った公立学校の教職員を期限を設けず採用してもらえるようになれば、NPO法人立学校が作りやすくなるため設立しようとするところが増え、各地に不登校児童生徒のための学校ができるので、不登校児童生徒が減少することが予想される。それにより、不登校対策のための費用が従来よりも少なくてすむようになる。	NPO法人、湘南に新しい公立学校を創り出す会	湘南に新しい公立学校を作り出す会は、湘南地域でNPO法人立学校を設立し、そこに公立学校の教職員を無期限で派遣してもらい、教職員の一部に充てたいと考えている。 現状では、地方公共団体が必要性を認めない公益法人に地方公務員を派遣することができなくなっているが、その期間は最大5年までとされている。長期にわたったの関わりが必要で教育の世界では短すぎるので、派遣期間を「無期限」とする特例を設けていただきたい。 これが可能になれば、NPO法人立学校が作りやすくなるため、各地に不登校児童生徒のための学校ができ、不登校が減って、不登校対策のための費用が少なくてすむようになるだろう。
080190	小中学校教職員による児童生徒に対する介助業務の容認			C	盲・聾・養護学校における医療のニーズの高い幼児児童生徒に対する、教員によるたんの吸引、経管栄養及び導尿については、「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法学的整理に関する研究会」において検討が行われ、同研究会から本年9月17日に報告書「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法学的整理に関する取りまとめ」が公表されたことである。この報告書を受けまして、行政といたしましては、盲・聾・養護学校における教員による幼児児童生徒に対するたんの吸引、経管栄養及び導尿について、看護師の常駐など医療安全面の確保が確保となるような一定の条件と範囲で行われる場合には、やむを得ない措置として認めるとの考えを都道府県宛に通知したところである。(平成16年10月20日付け医政発第1020008号厚生労働省医政局長通知)。 ご提案頂きました内容からしますと、看護師の常駐が確保されておらず、また、教職員の配置状況及び授業形態等の教育環境が異なる小中学校において、盲・聾・養護学校と同等の医療安全面の確保が確保されるの不明でありますことから、実現は困難であります。	右の提案主体からの意見について回答された。		C		医療に必要な知識・技能を有していない者が医療行為を行うことは本質的に危険な行為であります。このため、「在宅及び養護学校における日常的な医療の医学的・法学的整理に関する研究会」では、盲・聾・養護学校においても、医療のニーズの高い幼児児童生徒に対するたんの吸引、経管栄養及び導尿については、本来看護師の適正な配置を行うことにより対応すべきことではあるが、短期間のうちに看護師の適正な配置を行うことは困難であると考えること。また、これまで文部科学省が行ってきたモデル事業等の成果に対して一定の評価がなされたことから、看護師と教員とが連携・協力してこれらの行為について医療安全の確保が確保されるような一定の条件の下では、やむを得ないものと整理されたことである。 ご提案の小中学校において医療のニーズの高い児童生徒に対するたんの吸引等を医学的に安全に実施すること及び突発的事態に対する適切な処置を行うことについては、医療安全の確保を図るため、医療に必要な知識・技能を有している看護師の常駐をはじめとする一定の体制整備が必要であると考えています。 また、前回回答でも申し上げたように、盲・聾・養護学校と一般の小中学校とは、教職員の配置状況及び授業形態等の教育環境が異なることから、直ちに同列に論じることではできず、仮に小中学校においても盲・聾・養護学校と同様の体制整備が確保されたとしても、同等の医療安全面の確保が確保に図られる保障がないことから、ご提案の実現は困難であると考えています。	1042	1042010	医師法第17条の特例により、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた当該校教職員が、保護者の同意を受け、口腔までの吸引・経管栄養・自己導尿補助など主治医・学校医の指示の範囲内の医療的ケアを学校等教育活動の中で行えるようになる。	地域の学校でともに学び、ともに生きることを基本に、日常的に医療的ケアを必要とする子どもへの就学を支援するために、医師法第17条の特例を導入し、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた当該校教職員が、保護者の同意を受け、口腔までの吸引・経管栄養・自己導尿補助など主治医・学校医の指示の範囲内の医療的ケアを学校等教育活動の中で行えるようになる。	真面目市	地域の学校でともに学び、ともに生きることを基本に、日常的に医療的ケアを必要とする子どもへの就学を支援するために、医師法第17条の特例を導入し、主治医・学校医の指示と看護師の指導のもと、実践的シミュレーション研修を受けた当該校教職員が、保護者の同意を受け、口腔までの吸引・経管栄養・自己導尿補助など主治医・学校医の指示の範囲内の医療的ケアを学校等教育活動の中で行えるようになる。健康保険法第19条第一項の訪問看護療養費について「在宅」の解釈を学校に拡大することで、特例を導入し、訪問看護師を学校に派遣し、医療的ケアの実施及び日常的な教職員の直接指導ができるようになる。

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080200	住民参加型の学校運営委員会の独立機関化		地方公共団体には、法律で定めるところにより、執行機関として委員会又は委員を置く。 教育委員会は、指定する学校ごとに学校運営協議会を置くことができ、学校運営協議会は、教育委員会に対し、学校運営に関する事項について意見を述べることができる。	C	条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めるところとして、地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。 なお、学校運営協議会は貴市のご判断で設置する貴市の組織であり、その学校運営協議会の意見を貴市の運営に反映させようとする場合は、貴市のご判断によることと大きいものです。	本年10月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの意見について回答された。	本市が提案する学校運営委員会は、生徒の保護者、公募市民、地域団体の代表、校長等で組織するもので、地域の学校運営の責任主体として位置付けられるものである。住民自治、学校自治の定着、確立を進めていくためには、意見を反映させるだけではなく、委員が決定に対する責任を負う必要がある。現行地方自治法上の執行機関の附属機関ではない。条例により議会の議決を経た当学校運営委員会を執行機能を有した執行機関として位置付けようとする必要がある。是非、建設的な検討をお願いしたい。	C		1276	1276010	学校の管理運営について、学校教育法第5条に基づく「設置者管理主義」を原則として、地域の保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会部局職員、市長部局職員等からなる学校運営委員会（以下「学校運営委員会」という。）を条例に基づき設置する。この委員会は、学校運営に関する決定権限を有し、執行機関的な独立機関として位置づけ、地方自治法第138条の4第3項に基づき「附属機関の諮問機関ではなく責任運営主体とし、地域の自由な発想による裁量権を有する。教育委員会が有する学校運営の権限の一部をこの機関に委し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けようという人材を育成する市民教育を目指す。	（事業内容） 条例設置による学校運営委員会を執行機関として位置づけ、地域の学校の運営主体とする。 学校運営委員会の委員は、地域の保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会部局職員、市長部局職員等とし、市長が委嘱する。 学校、中学校各1校を条例でモデルとして行う。 （効果） 教育委員会は、学校運営の権限の一部をこの機関に委任することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことができる。独立機関とすることで、市長部局、教育委員会と対等な連携を取ることができる。	岐阜県多治見市	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を超えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機関的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けようという人材を育成する市民教育を目指すものです。	
080210	教育委員会の権限である校長、教職員の任命権、人事権を住民参加型の学校運営委員会に委任	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号	教職員の任命権、人事権は教育委員会に属する。	D-1	ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに設置できるとすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めるところとして、地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。 なお、学校運営協議会は校長を含む職員の人事について意見を述べることができ、かつ、任命権者はその意見を尊重することとされています。また、校長の公募を行うことも現行制度でも可能です。したがって、任命権者はその意見を尊重することとされています。また、校長の公募を行うことも現行制度でも可能です。したがって、任命権者はその意見を尊重することとされています。また、校長の公募を行うことも現行制度でも可能です。したがって、任命権者はその意見を尊重することとされています。	本年10月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの意見について回答された。	本市が提案する学校運営委員会は、生徒の保護者、公募市民、地域団体の代表、校長等で組織するもので、地域の学校運営の責任主体として位置付けられるものである。住民自治、学校自治の定着、確立を進めていくためには、意見を反映させるだけではなく、実現していくことが必要であり、そのためには任命権を持つ事が必要であると考えられる。前回の特区審査の際の再々検討要請に対する回答の中で、地方公共団体の職員の任命権について、これを他の第三者機関に移譲することは現行公務員制度上不可能とされたが、今回の特区審査の際に、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの意見について回答された。	D-1	ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに創設できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めるところとして、地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。ただし、地方公務員法上の任命権について委任することはありません。 なお、学校運営協議会は校長を含む職員の人事について意見を述べることができ、かつ、任命権者はその意見を尊重することとされています。したがって、任命権者はその意見を尊重することとされています。また、校長の公募を行うことも現行制度でも可能です。したがって、任命権者はその意見を尊重することとされています。	1276	1276020	現在学校の教職員の人事権は県教育委員会にあり、学校設置責任主体である市にはない。地域の学校の教職員は、地域住民が求むべき人材であるべきであり、学校運営委員会が任命権者となる必要がある。校長は、この委員会が公募し、選考し、教頭を含めた教職員も選考し、任命することとします。これにより地域に必要な人材を確保することができ、教職員も地域に愛着を持ち、市民教育の充実ができ、特色ある学校づくりが期待できます。そのため教育委員会の有する任命権、人事権を学校運営委員会に委任する。人事権については教職員の研修実施、勤務評定も含むものとする。 現在任命権者については教育委員会という地方公務員法上の制約があるので、学校運営委員会が権利主体となるように規制緩和を提案します。	（事業内容） 校長の公募と任命権を学校運営委員会に委任 教頭を含めた教職員の選考及び、任命権を学校運営委員会に委任 教職員の研修実施、勤務評定の実施権限学校運営委員会に委任 （効果） 地域が期待する学校像に適した校長、教職員が確保できる。	岐阜県多治見市	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を超えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機関的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けようという人材を育成する市民教育を目指すものです。	
080220	学校の管理運営の予算編成、執行権限の住民参加組織である学校運営委員会への委任		地方公共団体の予算の調製、執行は、地方公共団体の長の担任する事務であり、委員会又は委員は、予算の調製、執行について権限を有しない。 地方公共団体の長は、権限の一部を委員会を補助する職員等に補助執行させることができる。 校長は、教育委員会規則で定める事項について基本的方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。	C	ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めるところとして、地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。	右の提案主体からの意見について回答された。	本市が提案する学校運営委員会は、生徒の保護者、公募市民、地域団体の代表、校長等で組織するもので、地域の学校運営の責任主体として位置付けられるものである。住民自治、学校自治の定着、確立を進めていくためには、意見を反映させるだけではなく、実現していくことが必要であり、そのためには任命権を持つ事が必要であると考えられる。前回の特区審査の際の再々検討要請に対する回答の中で、地方公共団体の職員の任命権について、これを他の第三者機関に移譲することは現行公務員制度上不可能とされたが、今回の特区審査の際に、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの意見について回答された。	C	学校を核とした地域の参加、住民自治の確立の必要性など、ご意見の趣旨は文部科学省としてもご指摘のとおりと考えています。そのため、学校評議員や学校運営協議会等の住民参加の制度を創設し、また学校への権限委譲を推奨してきたところです。 執行機関を各地方公共団体の条例によって創設できるかについては、第1次回答のとおりですが、予算編成権については、執行機関と位置づけられたとしても、地方自治法上、地方公共団体の長の権限とされます。学校への予算裁量の付与については多くの自治体で取組が進められており、貴市の長の判断によって、柔軟な予算編成をご工夫いただくことが可能かと考えます。	1276	1276030	地域住民参加型の学校運営については、地域の要望に応じた予算編成、執行が不可欠である。現行法上学校の予算編成、執行については市長の権限であり、教育委員会が地方自治法第180条の2に基づき補助執行をしている。その権限を条例に基づき独立機関である学校運営委員会に委任することにより、与えられた予算枠内で、地域の需要に応じ学校運営委員会の責任により柔軟に執行することが必要である。もちろん、地域への情報公開を含めた説明責任はこの委員会が有する。	（事業内容） 予算執行する権限を市長部局、教育委員会部局から学校運営委員会に委任 （効果） 学校運営委員会が、与えられた予算枠内で、地域の需要に応じ柔軟に予算執行できる。	岐阜県多治見市	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を超えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機関的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けようという人材を育成する市民教育を目指すものです。	
080230	教育課程の編成権限を住民参加型の学校運営委員会に委任	地方自治法第138条の4、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	地方公共団体には、法律で定めるところにより、執行機関として委員会又は委員を置く。 教育委員会は、指定する学校ごとに学校運営協議会を置くことができ、学校運営協議会は、教育委員会に対し、学校運営に関する事項について意見を述べることができる。	C	ご提案の前提となっている、条例で執行機関を新たに設置できるようにすることは、地方公共団体の基本的な組織及び運営は法律で定めるところとして、地方自治制度との関係を踏まえつつ、執行機関の在り方全体の中で検討すべき課題であると考えます。	本年10月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの意見について回答された。	執行機関の在り方全体の中で検討すべきことであるが、本市が提案する学校運営委員会は、地域の学校運営の責任主体として位置付けられるものである。住民自治、学校自治の定着、確立を進めていくためには、意見を反映させるだけではなく、実現していくことが必要であり、そのためには任命権を持つ事が必要であると考えられる。前回の特区審査の際の再々検討要請に対する回答の中で、地方公共団体の職員の任命権について、これを他の第三者機関に移譲することは現行公務員制度上不可能とされたが、今回の特区審査の際に、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できると解して良いか、併せて、右の提案主体からの意見について回答された。	C	ご提案の趣旨については、本年10月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を適切に運用することにより、自治体が自らの責任において地域住民の意見を実質的に反映できます。 また、貴市のご提案における本項目の趣旨は、「児童・生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるようにするために基準外教育課程」を編成・実施することと理解しております。その場合、学習指導要領等の教育課程の基準に準拠しない教育課程を編成・実施する場合は、構造改革特別区域基本方針別表802「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」により可能となることはご承知のことと思います。 したがって、貴市の所管する学校のうち、学校運営協議会を置く（学校）において、教育課程の基準の特例を活用することを希望する学校がある場合は、貴市の責任において上記特例を活用した構造改革特区計画を作成・申請していただくことにより、趣旨が実現できるものと考えます。	1276	1276040	現在、教育課程の編成は文部科学省の定める学習要領によるものとされているが、学習指導要領等の教育課程の基準によらない場合は、構造改革特別区域基本方針別表802「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」により現行制度でも可能とされていることである。各学校で特色ある授業を行うためにも、教育課程の編成権限を市教育委員会から学校運営委員会に委任し、地域の歴史、文化等を反映した教育課程にし、市民教育の充実を図る。	（事業内容） 国が基準として定めている学習要領等の教育課程の基準に基づき、教育課程の編成、教科の設定、授業時間の設定について教育委員会の権限を学校運営委員会に委任 児童・生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるようにするために基準外教育課程の編成権限を市教育委員会から学校運営委員会に決定する。 （効果） 地域の需要に応じた市民教育の実現が期待できる。	岐阜県多治見市	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を超えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機関的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けようという人材を育成する市民教育を目指すものです。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要	
080270	学習指導要領に定める授業時数等の取扱いの緩和	中学校学習指導要領	中学校学習指導要領「第1章 総則 第5 授業時数等の取扱い」において、「授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、過当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。」となっている。	D-1	このたびはご提案いただきありがとうございます。ご提案の内容は現行制度においても実現可能なものとなっております。 学校教育は全国の皆さんが受ける公共的なサービスですので最低限の水準の教育内容が全国どこでも受けられるよう学習指導要領という大まかな全国共通のルールが定められております。この学習指導要領において「授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、過当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。」となっているのは、年間の授業時数を35週以上にわたって配当すれば、児童生徒の皆さんが無理なく1年分の学習を行うことができるということを意図したものであり、1年間を通して過当たりの授業時数を一律に定めようとするものではありません。 したがって、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質、標準総授業時数の趣旨等に応じて、ご提案いただいたアイデアのように、季節に応じて過当たりの授業時数を増減することは現行制度上でも教育委員会や学校の判断で可能です。ご不明の点や相談したい点などあれば、何なりとご遠慮なく、文部科学省の教育課程課までご相談ください。							1126	1126020	学校教育法施行規則および学習指導要領に定める授業時数等の取扱いの緩和 中学校学習指導要領「第1章 総則 第5 授業時数等の取扱い」に定められた、「過当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。」の事項を削除する。	札幌の特徴として、冬期には路面が凍結するなど、通学には決して安全であるとは言えない。また、厳冬期には日没が早く、危険性が増す。また、この提案では一年を夏期(4～9月)と冬期(10～3月)に分け、前期には通常より一時間ずつ授業数を増やし、逆に後期には一時間ずつ減らすことで、冬期には早い時間帯に帰宅させる。実施主体を札幌市教育委員会とし、北区において3年の試行期間を設定する。これにより、夏期には教員の負担が増すが、OB・OGの教員あるいは教員免許を有する若者を臨時採用し、OB・OGに生きがいを、若者には定職への意欲を芽生えさせる。	坂倉悠哉	札幌の特徴として、冬期には路面が凍結するなど、通学には決して安全であるとは言えない。また、厳冬期には日没が早く、危険性が増す。また、この提案では一年を夏期(4～9月)と冬期(10～3月)に分け、前期には通常より一時間ずつ授業数を増やし、逆に後期には一時間ずつ減らすことで、冬期には早い時間帯に帰宅させる。実施主体を札幌市教育委員会とし、北区において3年の試行期間を設定する。これにより、夏期には教員の負担が増すが、OB・OGの教員あるいは教員免許を有する若者を臨時採用し、OB・OGに生きがいを、若者には定職への意欲を芽生えさせる。
080280	JETプログラム実施要領の改正		JETプログラムは、我が国における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じ、我が国と諸外国との相互理解を増進し、我が国の国際化の促進に資するため、語学指導等を行う外国青年を招致する事業であり、総務省・外務省・(財)自治体国際化協会と連携のもと、実施している。 職種は、外国語指導助手(ALT)、国際交流員(CIR)、そしてスポーツ国際交流員(SEA)の3職種である。 外国語指導助手等の主な職務内容は、募集要項上に定められており、その主な内容は、中・高等学校における日本人教師の外国語授業の補助、小学校における国際理解教育活動、地域における国際交流活動への協力、その他などとなっている。	D-1	ご提案につきまして、JETプログラムの外国語指導助手の募集要項においては、その主な職務内容に「地域における国際交流活動への協力」、「その他」を明示しており、これをもって、ご提案につきましては現行の実施要項においても対応が可能となっております。なお、在住外国人に対する教育活動等に専従させる場合に つきましても、外国語指導助手ではなく、JETプログラムにおける他の職種である「国際交流員」を活用することによりご提案についての対応が現行でも可能となっております。		新たに国際交流員を招致するのではなく、現在活動しているALTの有効活用を目的としており、より積極的に出身国の子どもの教育に関わってもらうため、資格外許可を申請することなく(業務に従事できる制度が有効である。	D-1	外国語指導助手は、所屬長等の許可を得ることにより、本来業務に支障のない範囲内であれば、在住外国人に対する教育活動等を行うことが可能です。		1134	1134014	1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者(「家族滞在」で在留)が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和し英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長(最長1年まで)または、新たな在留資格「就職活動」(仮称)の創設	特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。(左欄1,2関係) 母語や母国語を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。(左欄4,5関係)	京都府	大学等が特に推薦する学力優秀な留学生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化・短期滞在等で滞在する学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和し、教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手や地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大 海外人材が国内企業でのインターンシップ(就業体験)を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和し、留学生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定	
080290	教育課程の基準に満たない教育課程の容認	小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。	D-1 D-2	総合的な学習の時間では、地域の実態等に応じて、各学校の工夫を活かした特色ある取り組みを行うことができます。したがって、ご提案の内容についても総合的な学習の時間を活用して実施することができます。 また、小学校において教科を新設するなど、学習指導要領等の教育課程の基準に満たない教育課程を編成・実施する場合には、「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(別表8.02)」の認定を受けることで可能となります。						1139	1139010	小学校で中国語の教科を新たに設ける	小学5・6年生に中国語で漢字の「論語」を学習	NPO国際団 楽倶楽部	埼玉県所沢市に本拠をもつNPO国際団楽倶楽部(高齢者と外国人留学生の交流団体の場を提供し相互理解を深める)は提唱します。所沢市内の小学5・6年生から総合学習の時間を使い、日本語と共通漢字を使用する「論語」を中国語で当NPOの派遣する中国人留学生より学習させ、中国語と文構成の共通する英語を中学生から学ぶことによって、より英語学習を身近なものとして英語の理解度を高め、併せて「論語」を学ぶことによる道徳教育を行い、人としての倫理観を可塑性に富む小学高学年生から高めたい。	
080300	市が認定するボランティアを臨時採用の教員として扱うことの容認		小学校には、教諭を置かなければならない一方、特別の事情があるときは、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができるとされています。 また、これらの教員の職務については、教諭は児童の教育をつかさどる。助教諭は教諭の職務を助ける。講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する、とされています。	D-1	ご提案の特別支援教育ボランティアについては、教員として採用した上で、報酬については、地方自治法203条に支給しなければならない旨が規定されているとありますが、その者の申し出に基づいて報酬を支給しないこととすることは妨げられておりませんので、無償とすることも可能となっております。		古河市の特別支援教育ボランティアにつきましては、あくまでも公募・認定・実践の段階で「ボランティア」ということにご協力いただくと考えております。「誰かのために何かをしてあげたい」という純粋な気持ちを大切に活動に取り組んでいただきたいと考えています。ですから、「ボランティアの方に教諭と同等の教育活動を行って頂きたい」と考えております。	C	教員として任用されていないボランティアの方が単独で教員と同様の指導を行うことは、例えば、授業中に児童に事故があった場合の責任の問題等の観点から困難であると考えており、児童への責任ある教育体制を確保するためには、児童の指導にあたる方については教員として任用する必要がありますものと考えております。		1184	1184010	市が認定したボランティアが、単独で教諭と同等の教育活動を行うことができるようになる。	「共に学び、共に生活する。地域を実現するため、学齢期の児童に対しても障害のあるなしにかかわらず、古河市の中で学習を保障する教育を実現することが必要である。そのために、古河市は、独自に特別支援教育ボランティア制度を設け、ボランティアが教諭と同等の教育活動を行えるシステムを導入し、養護学校に在籍している児童の居住地域交流教育を積極的に受け入れる教室のスタッフとして教育活動に従事してもらい、また、広汎性発達障害の児童に対しても、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的教育活動(計画・指導・評価)を行う。	茨城県古河市	「共に学び、共に生活する。地域を実現するため、学齢期の児童に対しても障害のあるなしにかかわらず、古河市の中で学習を保障する教育を実現することが必要である。そのために、古河市は、独自に特別支援教育ボランティア制度を設け、ボランティアが教諭と同等の教育活動を行えるシステムを導入し、養護学校に在籍している児童の居住地域交流教育を積極的に受け入れる教室のスタッフとして教育活動に従事してもらい、また、広汎性発達障害の児童に対しても、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的教育活動(計画・指導・評価)を行う。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080310	高等学校の運動場面積の基準の緩和	高等学校設置基準	学校設置基準は弾力的かつ大綱的な規定となっている。	D-1	学校設置基準は、多様な学校の設置を促進し、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっています。 従って、学校設置基準の規定に基づく、その弾力的な運用は、教育上支障がない限り、当該学校の設置認可を行う所管庁の長（構造改革特区におけるNPO法人立学校の場合は特区長）に委ねられています。 今回、ご提案のあった高等学校の運動場の面積については、「運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。」という規定になっており、8,400平方メートルを下回る場合でも、所管庁の長が教育上支障がないと判断すれば、設置認可を行なうことは可能です。						1213	1213020	高等学校設置基準第17条の定められる運動場の面積が第2号表において、「15,000平方メートルを下らないこと」とされている基準を、特区制度を活用して設立する学校においては、運動場面積を定められる基準の3分の1の5,000平方メートルとする。	当校は、シュタイナー教育を少人数クラス編成で幼児から高等部までの一貫教育を実践する法的に認可された小規模学校の設立を目指している。近隣の廃校を活用しての学校設置も計画しているが、高等学校の運動場の設置基準を緩和することで、すでに、住民に親しまれている小学校跡地を活用しての学校設置の可能性が広がる。地域と一体となった学校づくりが実現して、地域の特性を生かした教育プログラムが今まで以上に授業に生かすことができる。また将来的には授業を通して様々な角度から地域を学んできた子どもたちが、地域が抱える多くの問題に深く関心を寄せて、積極的に取り組んでいける人材を育成することができる。	特定非営利活動(NPO)法人 東京賢治の学校 自由ワルドルフ・シュレ	NPO法人が運営している学びの場が、特区制度のもとで校地校舎を備用して法的に認知された学校を設立する場合は、まず廃校利用が考えられる。しかし、廃校の中に高等学校の運動場の基準を満たす学校は極めて少ない。そこで、高等学校の運動場面積の基準を3分の1とすれば、小・中学校の廃校を活用しての高等学校までの設置が可能になる。更に、指定管理者制度の適用範囲に学校や実働のあるNPO法人等の教育機関を含めることで、廃校を利用した学校設立が更に容易になる。また、NPO法人立学校の対象要件「不登校児童等」の拡大で、シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持つ学校の設立趣旨を尊重することができる。
080320	学校運営協議会の権限の強化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5	1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が児童負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を經由するものとする。 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。	D-1	ご提案の趣旨については、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分に踏まえることで実現可能なものであると考えます。 実際に、教職員の人事については、「指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。」とされているところであり、可能な限り意見を反映させることが法律上においても求められているところです。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	「教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分に踏まえることで（弊社提案の趣旨が）実現可能なものである」というご回答です。しかし、現行の教育委員会制度については、教育委員と首長との意思疎通が充分に行われず、相互の理解が不十分。教育長や教育委員会事務局職員のポストが教員出身者によって占められ、教員の立場を強く意識するものになっている。といった問題が指摘されており（中教審教育制度分科会地方教育行政部会第15回資料より）、教育委員会の自主的自律的な運用の改善を期待することは困難と考えます。弊社は、教育委員会中心のこれまでの学校運営を反省し、保護者や地域住民の意見をより積極的に教育に反映していけるという議論の中で学校運営協議会制度が導入されたことに鑑みれば、人事やカリキュラムについてより強い決定権を学校運営協議会に持たせるべきと主張するものです。	D-1	ご意見の中で引用されている、中央教育審議会・教育制度分科会・地方教育行政部会の中では、ご指摘のような問題点をあげた上で、各種の運用改善等により対応すべきではないかとの検討が行われているところであり、運用の改善を期待することが困難とは述べられておりません。 公立学校において保護者や地域住民の意見をより積極的に反映させて教育が行われるべきことは、文部科学省としても同じ考えです。しかしながら、学校の管理運営の事業主体は各地方公共団体ですので、例えば、ご提案のキャリアコンサルタントを配置する場合の契約等の法的効果が帰属するのは地方公共団体であり、学校段階にどこまでの裁量権を与えていくかは、まずは各地方公共団体が判断すべきことと考えます。	1244	1244010	各地域の様々な教育ニーズに応じた公教育を実現するために、教育委員会ではなく、「学校運営協議会」が校長・教職員・カリキュラム・教科書等を実質的に決定できるように、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」における「学校運営協議会」の法的権限を強化する。 若年者雇用問題が懸念される中で「キャリア教育」に対するニーズが共通化しつつある。「学校運営協議会」が、その学校にミスマッチな「キャリア教育」を導入する目的で「Yes-プログラム」の採用やキャリアコンサルタント（常勤）の設置を望むのであれば、その実施を教育委員会の賛否に関らず決定できるようにすべき。すなわち「学校運営協議会」が設置される学校では、教育委員会による教職員任命権や「学習指導要領」に拠らない学校教育運営が可能となるように、「教育職員免許法」「教育公務員特例法」等の関連法規の該当箇所と「学習指導要領」を適用除外とする。 学校運営協議会による学校運営が適切かどうかを客観的に判断できるようにするために、すべての公立学校について、民間の第三者評価機関が「進学率、教職員、児童・生徒・保護者」の満足度などを評価し、評価結果が公開される制度を設ける。	「学校運営協議会」の設置を期待する保護者・地域住民がいれば、地元の教育委員会の意思にかかわらず、地方公共団体の長の決定により、各公立学校に、彼らを構成員とする「学校運営協議会」が設置されるようになります。「学校運営協議会」は、校長・教職員の任免権、カリキュラム・教科書等の決定権を有するため、保護者や地域住民の主たる教育ニーズである「キャリア教育の実施」がそのまま学校教育として実現することになります。その結果、「キャリア教育」に有効な「Yes-プログラム」や「キャリアコンサルタント」の配置も可能となります。これは、若年者雇用問題の改善と、有能な人材供給を通じた地域経済の活性化につながり、生徒・児童本人、保護者、地域住民の教育ニーズに応えた学校教育が実現することになります。弊社は、Yes-プログラムに準じた教材開発やキャリアコンサルタントの派遣を通じて、「学校運営協議会」が設置された学校でのキャリア教育に協力していきます。	株式会社東京リーガルマインド	公立学校に「学校運営協議会」が設置されている場合、その学校における教職員（校長を含む）の任免やカリキュラム・教科書の選択については、教育委員会ではなく、学校運営協議会が最終的な決定権限を持つようになります。 学校運営協議会の設置自体やその構成員の決定は、当該学校が所在する市区町村長の権限とします。 学校運営協議会が決定するカリキュラムは、学習指導要領に優先することをルール化する。以上により、地域住民・保護者・児童・生徒の間で「キャリア教育」プログラムへのニーズが高い場合、学習指導要領や教育委員会の方針との不一致を根拠に実施不可とはされず、学校運営協議会を通じて実施決定ができるようになります。	
080330	日本語教育施設の校地の自己所有要件の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」第14条（平成5年7月14日改訂）		E	「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく（財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。	法務省の回答によれば、日本語教育振興協会は「許可権者である各都道府県の対応の実情をも踏まえつつ、検討することにはしたい」とのことであるが、同協会の検討結果及び判断を基本的に受け入れるものと解してよいか。	E			1245	1245010	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、第14条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	株式会社東京リーガルマインド	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、賃借権が適切に設定されているものとする。」という但書を加えること 第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、賃借権が適切に設定されているものとする。」という但書を加えること 第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること 第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること	
080340	日本語教育施設の校地の自己所有要件の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」第15条（平成5年7月14日改訂）		E	「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく（財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。	法務省の回答によれば、日本語教育振興協会は「許可権者である各都道府県の対応の実情をも踏まえつつ、検討することにはしたい」とのことであるが、同協会の検討結果及び判断を基本的に受け入れるものと解してよいか。	E			1245	1245020	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、第15条は、「日本語教育施設には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする」と定めています。この規定に、「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定されているものとする。」という但書を付け加えることを提案します。	日本語学校の新規設置を促進します。これにより、外国人の受け入れ増加と日本語学校の拡充が図られます。	株式会社東京リーガルマインド	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、賃借権が適切に設定されているものとする。」という但書を加えること 第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、賃借権が適切に設定されているものとする。」という但書を加えること 第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること 第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とすること	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080350	日本語教育施設の最低修業期間の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、第2条(平成5年7月14日改訂)	日本語教育施設の運営に関する基準	E	「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく(財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。		法務省の回答によれば、「日本語教育振興協会の審査基準の変更にあたっては、日本語教育機関としての適正性の確保及び日本語教育の質の確保の判断が必要であることから、文部科学省と協議の上判断することとなると思われる。」とあるが、法務大臣から協議があった際には基本的に受け入れるものと解してよいか。	E		法務省から、日本語教育機関の審査基準の変更の承認について協議があった場合には、質の確保を図りつつ、留学生交流を推進するという観点を踏まえ、対応したいと考えております。	1245	1245030	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、第2条は、「日本語教育施設の修業期間は1年以上とする。ただし、必要に応じ、6ヶ月以上とする。」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の修業期間は、3ヶ月以上とする。」とし、修業期間の短縮を提案いたします。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	株式会社東京リーガルマインド	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、かつ、1週間当たり20時間以上とする。」という但書を加えること。第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、かつ、1週間当たり20時間以上とする。」という但書を加えること。第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること。第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とする。
080360	日本語教育施設の最低授業時数の緩和	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、第4条(平成5年7月14日改訂)	日本語教育施設の運営に関する基準	E	「日本語教育機関の運営に関する基準」は、文部科学省ではなく(財団法人日本語教育振興協会が作成しているものであり、文部科学省としては当該基準の変更の承認について、平成13年法務省告示第169号に定めるところにより、法務大臣から協議を受けることとされています。従いまして、ご提案について文部科学省からお答えすることはできません。		法務省の回答によれば、「日本語教育振興協会の審査基準の変更にあたっては、日本語教育機関としての適正性の確保及び日本語教育の質の確保の判断が必要であると思われる。」とあるが、法務大臣から協議があった際には基本的に受け入れるものと解してよいか。	E		法務省から、日本語教育機関の審査基準の変更の承認について協議があった場合には、質の確保を図りつつ、留学生交流を推進するという観点を踏まえ、対応したいと考えております。	1245	1245040	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、第4条は、「日本語教育施設の授業時間は1年間にわたり760時間以上で、かつ、1週間あたり20時間以上とするものとする。」と定めています。この規定を、「日本語教育施設の授業時間は、3ヶ月にわたり190時間以上で、かつ、1週間あたり20時間以上とするものとする。」とし、授業時間の短縮を提案いたします。	日本語学校において短期カリキュラムを組むことが可能となります。これにより、外国人の学習機会を増やすことができ、受け入れを促進します。	株式会社東京リーガルマインド	文部科学省が定める「日本語教育施設の運営に関する基準」について、の中の第14条に「ただし、校地の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、かつ、1週間当たり20時間以上とする。」という但書を加えること。第15条に「ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され、かつ、1週間当たり20時間以上とする。」という但書を加えること。第2条に定める修業期間を原則3ヶ月以上とし、必要に応じて1ヶ月以上とすることを可能にすること。第4条に定める授業時数を3ヶ月にわたり190時間以上、かつ、1週間当たり20時間以上とする。
080370	幼稚園と保育所制度の一元化	学校教育法	幼稚園は学校教育法に基づく学校であり、保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設である。	C	就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、平成18年度の制度移行に向け、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど様々な準備を行うこととされており、現在、基本的な考え方について検討中です。したがって、ご提案の趣旨については、総合施設の検討の中で併せて検討されることとなります。		平成16年度に基本的な考え方のとりまとめを行い、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度からの実現を目指している、とのことであるが、その具体的な内容及びスケジュールを明らかにされた。	C		「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、平成16年度中に基本的な考え方をとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施し、平成18年度から本格実施を行うこととしております。文部科学省・厚生労働省においては、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議を設置して検討を進め、12月24日に総合施設の基本的なあり方について報告書を取りまとめたところであります。また、文部科学省・厚生労働省においては、平成17年度予算案において、平成17年4月から公立15箇所、私立15箇所において試行事業を実施するための経費を計上しているところです。今後のスケジュールについては、これらの試行事業の結果も踏まえた上で、具体的な制度設計を行い、平成18年度から本格実施することとしております。	1251	1251010	現行の幼稚園・保育所制度の再構築	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区内において新設する新たな子育て支援施設を幼稚園機能と保育所機能を一体化した乳幼児・児童向け施設として整備運営する。平成16年度基本・実施設計、平成17～18年度工事、平成19年4月オープン予定、約2000㎡、想定定員(幼稚園部 3歳 20名 4歳 50名 5歳 50名 計120名、保育部 0歳 12名 1歳 15名 2歳 18名 3歳 20名 計65名 合計 185名)	港区	特区構想全体への展開に先立ち、先行事例として芝浦アイランド地区において幼保一元施設の経済的社会的効果等を把握します。芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設します。午前中は幼児教育を中心に行い、午後は預かり保育を20時15分まで行うことを想定しています。3期休業は廃止すると共に食育の観点から給食を実施します。また幼稚園教諭と保育士の勤務条件の同一化をはかり同一クラス編成を実施します。また公設民営方式の運営方式の導入も検討します。
080380	教育委員会の必要規定の廃止		地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務を執行するために、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関として教育委員会を設置することとされている。	C	教育委員会の在り方については、教育行政の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討が続いているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。なお、現在の審議状況については、こちらをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyoku/chukyot/index.htm		提案によれば、政治的中立性は教育以外の分野の市長部局における職務権限の多くにおいても当然に求められるものであり、教育委員会を特別視し、このために独立委員会を設置する理由はないとのことであり、これを踏まえ再度検討し回答された。	C		1262	1262020	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化すること。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置く」ことができる。」と改正する。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。	埼玉県志木市	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要
080390	教育に関する事務分担		地方公共団体の執行機関の組織は、明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的に構成しなければならない。 地方公共団体においては、教育の政治的中立性等の確保の観点から、教育に関する事務は、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が行うこととされている。	C	教育委員会の在り方については、教育行政の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を続けているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難です。 なお、現在の審議状況については、こちらをご覧ください。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyoi/chukyoi1/index.htm	提案によれば、市長部局と教育委員会と重複する分野については、中立性が占める比重よりも効率的な行政運営を意義の方が大きく、両者で協議の上分担することにより、効率的な行政運営を行うことが可能となることとされており、これを踏まえ再度検討し回答されたい。			首長部局と教育委員会がそれぞれの事務執行において、連携・協議等を行いつつ、効率的な行政運営を目指すことは当然のことと考えます。なお、第1次回答のとおり、首長と教育委員会との関係の在り方については、中央教育審議会にて検討を続けているところで、	1262	1262050	地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されている教育に関する事務を協議の上、長と分担する。このため、同法第23条中「ものを、次に「長と協議の上分担し、それぞれを加える。	自治体の創意工夫により無駄を省き、効率的な行政運営を展開する。	埼玉県志木市	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の設置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。	
080400	インターネット等を通じた大学等学則の情報公開化	学校教育法施行規則第2条等	公私立大学については、学則変更の際、文部科学大臣への届出義務が課されています。	C	学則は、当該大学の組織運営を規律する最も基本的な資料であり、その内容の変更は、場合によっては、当該大学の基本的な性格を変更することにつながる可能性があります。 このため、大学の質保証の観点から、学則変更の内容について文部科学省として確認することが必要であると考えており、届出制度自体の簡素化は困難と考えます。	提案者によれば、学則は学生との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択や大学の切磋琢磨が図られるとあり、さらに情報公開されているため所管省庁の文部科学省としても当該学則を知りうる立場にあるため、インターネットを通じて大学の学則の情報公開を行う場合は、大学から国に対する届出を何らかの形で簡素化してよいのではないかと、再度検討し回答されたい。	B-2		インターネット等での情報公開が行われれば、学生等への情報提供として有意義であるとともに、文部科学省として学則の変更内容を確認することは可能であることから、インターネット上で学則を公開している大学については届出手続の簡素化を認める方向で、所要の措置を講じます。	1017	1017010	大学等を適切に選択するためには、大学からの十分な情報提供・発信が欠かせない。特に、インターネット上での大学情報・入試情報の公開の重要性が増大しており、大学の取組も広がっている。既に、大学入試センターや民間企業では、独自に大学情報・入試情報の公開を行っているところである。 しかし、最近の大幅な規制緩和によって多種多様な大学が設立されており、受験生が大学選択をする場合の判断材料は不足している。特に、学則は学生と大学との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択に資することとなる。また、国への届出などの作業が不要となるので、他大学の学則が情報公開されれば、大学同士が切磋琢磨して教育研究水準を高める上で共有財産ともなる。このため、特区において、インターネット等を通じて大学の学則の情報公開を推進しようとする場合は、大学から国に対する届出を簡素化する。	鳥居聖	大学等を適切に選択するためには、大学からの十分な情報提供・発信が欠かせない。しかし、最近の大幅な規制緩和によって多種多様な大学が設立されており、受験生が大学選択をする場合の判断材料は不足している。特に、学則は学生と大学との契約の根本をなしており、その情報公開が十分になされれば、学生の大学選択に資することとなる。また、国への届出などの作業が不要となるので、他大学の学則が情報公開されれば、大学同士が切磋琢磨して教育研究水準を高める上で共有財産ともなる。このため、特区において、インターネット等を通じて大学等学則の情報公開を推進しようとする場合は、大学から国に対する届出を簡素化する。		
080410	大学設置における実務家教員の登用の円滑化	大学設置基準第14条等	大学等の設置等に際しては、文部科学大臣からの諮問により、大学設置・学校法人審議会において採用予定教員の資格審査を行っています。	C	地域の教育研究のニーズに応じた大学の新設・改組等を支援する観点から、申請者の意向を踏まえて「参考人」を選任して審査に参画させる「参考人制度」を本年度から試行的に実施しているところですが、御提案の趣旨を踏まえ、平成17年度の審査から本格実施します。 なお、実務家教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員審査の観点を一層明確化することについては、「その必要性も含め、長期的課題として今後検討してまいりたい」と考えております。	貴省の回答では、実務家教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員審査の観点を一層明確化することについては、「その必要性も含め、長期的課題として今後検討してまいりたい」と考えております。また、提案の内容を実現するためには、その方向で速やかに対応すべきである。再度検討し回答されたい。	B-2		実務家教員を含め、大学における教員に求められる要素や専任教員の位置づけなど、教員審査の観点の明確化について検討し、所要の措置を講じます。	1018	1018010	大学の設置・改組に際しての実務家教員に関する審査基準を明確にするとともに、特区において、地域の教育研究のニーズに応じた大学の設置・改組を支援し、教育研究の質の確保について応分の責任を担おうとする場合、教員審査等に産業界などの意見が反映されるような仕組みを設ける。	鳥居聖	現在の国の制度では、大学の設置・改組に当たっては大学設置・学校法人審議会における審査を経ることが必要である。特に、教員審査は伝統的な研究業績を重視したものであり、「実務家教員」に関する審査基準などは必ずしも明確とされない。設置審査の準則化を一層進める観点から、実務家教員に関する審査基準を明確にするとともに、特区において、地域の教育研究のニーズに応じた大学の設置・改組を支援し、教育研究の質の確保について応分の責任を担おうとする場合、教員審査等に産業界などの意見が反映されるような仕組みを設ける。		
080420	大学図書館の審査の簡素化		大学等の設置等に際しては、文部科学大臣からの諮問により、大学設置・学校法人審議会において採用予定教員の資格審査を行っています。	D-1	現行の大学設置基準等における大学図書館に係る規定は、ITの発達といった状況等に対しても既に対応が可能な柔軟なものになっていると考えます。	右の提案主体からの意見を踏まえ、大学図書館に係る審査のありかたについて、再度検討し回答されたい。	B-2		IT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデータベース、大学図書館間情報ネットワークの普及等も進み、相互補完的に貢献することが期待される。このため、大学図書館の質的充実が地域にとって重要な事項となるが、現在の大学図書館をめぐる環境をみると、ITの発達によって、従来の蔵書数の多寡といった伝統的な尺度のみでは評価し得ない状況になっている。一方、現在の大学設置基準や大学審査は、必ずしもこうした新時代の評価尺度をもちえているとは言いがたい。このため、各自治体が、地域の特色と当該大学の特色を理解したうえで、大学図書館整備の際にはサービス内容と水準の維持について具体的に意見を交換し、当該大学との間で網羅的な協定等を締結することができるようにすることを提案する。これにより当該大学に関する文部科学省の設置審査に当たっては、大学図書館の審査を簡素化する。	1185	1185010	以下項目を基本として、ニーズに合った協定を結ぶことを可能にする。 (1)大学図書館で所蔵する資料の利用を地域住民に公開する。 (2)地域住民に対してレファレンス・サービスを提供する。 (3)大学図書館で契約するデータベースを地域住民に開放する。 (4)地域の企業に対してビジネス支援を行う(マーケティング・リサーチの支援、起業に関する調査支援など)。 (5)地域住民が自力で情報探索ができるようになるための講習等を実施する。	井上真琴	大学図書館は知的活動の拠点であり、今後は地域住民の生涯学習やビジネス支援といった教育研究ニーズに応える役割・機能が求められる。また公立の社会教育機関とも連携し、相互補完的に貢献することが期待される。このため、大学図書館の質的充実が地域にとって重要な事項となるが、現在の大学図書館をめぐる環境をみると、ITの発達によって、従来の蔵書数の多寡といった伝統的な尺度のみでは評価し得ない状況になっている。一方、現在の大学設置基準や大学審査は、必ずしもこうした新時代の評価尺度をもちえているとは言いがたい。このため、各自治体が、地域の特色と当該大学の特色を理解したうえで、大学図書館整備の際にはサービス内容と水準の維持について具体的に意見を交換し、当該大学との間で網羅的な協定等を締結することができるようにすることを提案する。これにより当該大学に関する文部科学省の設置審査に当たっては、大学図書館の審査を簡素化する。		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の概要（対応策）	再検討要請	提案主体からの意見	措置分類の見直し	措置内容の見直し	再検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	提案概要	
080470	専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認			A	費市の提案の真意は、専修学校や各種学校の設置認可の際、校地・校舎等が自己所有でなくともよいことを求めることであることと鑑み、文部科学省としては、特区において、当該地域において教育上の特段のニーズがあり、このニーズに対応する専修学校又は各種学校の設置及びこれらの学校の設置を目的とする（準）学校法人の寄附行為（の変更）の認可について、学校経営の安定性・持続性が担保できると所轄庁である都道府県知事が認める場合には、校地・校舎等の自己所有を求める必要がないこととする措置を講ずることとしたいと考えております。							1268	1268010	学校の設置者とその設置する学校を管理運営する「学校設置者管理主義の原則（学校教育法第5条、第82条の11、83条第2項）」を専修・各種学校について緩和する。	専修・各種学校の運営を公設民営で行うことが可能になれば、公立学校としての安定的な運営を続けながら、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現できること、学校の設置者にとっても、保護者や生徒にとっても選択肢の拡大が図られること、既存の公立学校に刺激が与えられることにより、競争が生まれ、公立学校教育全体の質の向上が図られることが期待される。なお、民間のノウハウを活用するよう趣旨からすれば、中央教育審議会が提言している幼稚園や高等学校よりも、職業もしくは実社会に必要な能力等を習得することを目的とした専修・各種学校の公設民営は、より優れた効果が期待できる。	福岡県北九州市	専修・各種学校の公設民営による学校運営の容認を行い、民間の有する教育資源やノウハウを活用することで、特色ある教育を効果的に実現する。
080480	宗教法人の所轄庁に提出する書類の簡素化	宗教法人法	宗教法人は毎会計年度終了後4ヶ月以内に、当該宗教法人の事務所に備え付けられた書類のうち、「役員名簿」、「財産目録」、「収支計算書」、「貸借対照表」、「境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類」、「宗教法人法第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類」の写しを所轄庁に提出しなければならない。	C	宗教法人が財産目録等の写しを所轄庁に提出する制度は、所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を定期的に把握することによって、宗教法人が宗教団体としての要件を備えていることの確認等、法人格を付与する所轄庁が現行法上期待されている責任を適正に果たすことができ、宗教法人制度の適正な運用を図るために設けられたものであること（所轄庁には、公益事業以外の事業の停止命令（79条）、認証の取消（80条）、解散命令の請求（81条）の権限があり、これらの権限を適正に運用する責任があります。）、また、宗教法人の事務所の移転等によって所轄庁に変更する際には、提出された書類を移管する運用を行うことと鑑み、全国統一の書類の取扱いを行う必要があり、地域の特性に着目し、一部の地域を限定して簡素化する措置を講じることにはなじまないものと考えます。宗教法人が所轄庁に提出する書類は、所轄庁が宗教法人の活動状況を財務会計等の管理運営の側面から把握するために最小限必要なものとして定められたものです。それによって所轄庁としての責任を果たすことができることから、条例によって所轄庁に提出する書類を簡素化することは困難です。また、宗教法人が所轄庁に提出する書類は、宗教法人が事務所に備え付けている財産目録等を写したものですので、所轄庁に提出する書類を簡素化しても、宗教法人の負担の軽減にはならないものと考えます。	今回の提案で、本県が提出不要と考えている書類は、収支決算書、貸借対照表、財産目録のうち礼拝施設に関する部分を除いたものである。このうち、貸借対照表については、現行法では法人の任意の作成でよいことになっており、収支決算書については、収入が8,000万円を超える法人のみが作成を義務付けられている。よって、もともとこれらの書類は宗教法人の客観的な活動状況を把握するために必要とされていないと考えられる。また、これらの書類が提出されていない多数の法人については、「役員名簿」、「財産目録（礼拝施設に関する部分のみ）」、「境内建物に関する書類」、「事業に関する書類」を活用してその活動状況を把握することができる。したがって、本県においては法人の活動状況を把握するためには、上記の書類を提出不要としてもよい（支障はない）と考え、現行法で最小限必要なものとして定められた書類の全てが、法人の活動状況把握のための機能を有しているのであれば、書類毎にその機能や必要性を明確に示していきたいと思います。なお、宗教法人の負担軽減の観点からは、境内建物である礼拝施設を備えることが宗教団体としての要件であるとともに、当該宗教法人が礼拝施設を滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後、2年以上にわたって礼拝施設を備えない場合には、解散命令の請求事由となっていることから、所轄庁は境内建物に関する書類は、宗教法人が行う事業の状況を示す書類です。所轄庁としては、当該宗教法人の行う公益事業以外の事業が公益事業以外の事業の停止命令、の要件に該当しないことを確認する必要があります。	右の提案主体からの意見について回答されたい。	C			宗教法人の財務会計等の管理運営の側面については、公益法人等として規制上の優遇措置が採られていることを踏まえ、宗教法人の公共性に対応した公正な運営を確保することが求められています。収支計算書及び貸借対照表は、法人としての活動状況を示す書類として、すべての宗教法人において作成等が行われるべきであると考えられます。しかしながら、収入規模が一定額以下の宗教法人においては、その実態に鑑み、一律に作成を義務付けることは困難であることから、収支計算書については、当初の間、免除措置を設けることとし、貸借対照表については、作成を任意としたものです。したがって、書類の作成について免除措置を設けることや任意であることをもって、所轄庁が宗教法人の客観的な活動状況を把握するために必要とされていないとはいたしません。それぞれの書類について提出を求める理由は次のとおりです。役員名簿は、宗教法人の役員を明記した書類です。宗教法人の管理運営は、宗教法人法及び当該宗教法人の規則にしたがって、規則に定められている機関において行われるものですから、所轄庁としては宗教法人の事務決定にかかわる役員が存在する状況について定期的に把握する必要があります。また、宗教法人が1年以上にわたって代表役員及びその代理者を欠いている場合には、解散命令の請求事由となっていることから、代表役員が存在する状況について定期的に確認し、よりの確に把握する必要があります。財産目録、収支計算書及び貸借対照表は、いずれも宗教法人の財産及び財務運営の状況を示す書類です。これらの書類は、財産目録中の礼拝施設に関する部分以外も含め、宗教法人において一定の活動が行われている事実を財務の観点から客観的に反映するものであり、宗教法人の目的のための活動が存在し、宗教団体としての要件を備えていることを確認する上で必要な書類であるとともに、当該宗教法人の行う公益事業以外の事業が「公益事業以外の事業の停止命令」の要件に該当しないことを確認するために必要な書類です。境内建物に関する書類は、礼拝施設を含む宗教法人の使用に供する境内建物の状況を示す書類です。宗教法人の大多数を占める神社、寺院、教会等の単位宗教法人においては、境内建物である礼拝施設を備えることが宗教団体としての要件であるとともに、当該宗教法人が礼拝施設を滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後、2年以上にわたって礼拝施設を備えない場合には、解散命令の請求事由となっていることから、所轄庁は境内建物に関する書類は、宗教法人が行う事業の状況を示す書類です。所轄庁としては、当該宗教法人の行う公益事業以外の事業が「公益事業以外の事業の停止命令」の要件に該当しないことを確認する必要があります。	1212	1212010	現行制度では、宗教法人は毎年、当該宗教法人の事務所に備え付けられた書類のうち、「役員名簿」、「財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表」、「境内建物（財産目録に記載されているものを除く）に関する書類」、「宗教法人法第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類」の写しを所轄庁に提出しなければならないこととなっているが、これらの提出書類のうち、条例で定めるものについては提出書類から除くことができるようにする。	宗教法人法に定められた所轄庁への提出書類のうち、条例で定めるものについては提出書類から除くことができるようにする。 ・「収支計算書」 ・「貸借対照表」 ・「財産目録のうち礼拝施設に関する部分を除いたもの」	鳥取県	現行制度では、宗教法人の事務所に備え付けられた書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととなっているが、これらの書類の中には所轄庁である鳥取県として提出を受ける必要がないと考えられるものも含まれている。また、書類提出を義務付けることにより宗教法人に課す負担は必要最小限であるべきと考える。よって、鳥取県が所管する宗教法人が県に提出する書類が所轄庁に提出を行うにあたって必要最小限の書類に限ることとし、その他の書類は条例によって提出不要とすることができる特例を提案する。
080490	公民館における営利目的の事業及び営利事業の援助の容認	社会教育法	社会教育法第22条においては、第20条に掲げる公民館の目的を達成するための事業の例示として、定期講座の開設やその施設を住民の集会その他の公共的利用に供することを規定しており、また社会教育法第23条では、公民館の行つてはならない行為を掲げており、その中で、もっぱら営利を目的として事業を行うことや特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することを禁止している。	D-1	社会教育法第22条は、同法第20条に掲げる公民館の目的を達成するための事業の例示であり、公民館の目的を達成するためには第1号から第6号に掲げる事業以外では実施は可能であり、そもそもこの度の御提案は第22条第6号の「その他公共的利用に供すること」に該当するものと考えられます。また、第23条第1項の規定は、公民館が財産上の利益獲得だけをもたら追求する事業を行うことや、特定の営利事業に対し公民館の使用について特恵を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けることを禁止しているものであって、収益をあげる事業を全て禁止するものではありません。このように、NPO法人等が映画上映会を行うことは第23条によって禁止されるものではなく、各市町村の条例に基づき使用を許可することは可能と考えています。	公民館におけるコンテンツ制作事業者等による有料の上映会については、市町村の条例に基づき使用許可により、現行でも対応可能であるとのことであるが、社会教育法第22条及び第23条に関するこのような解釈については、市町村には周知されていないことから、国からこの旨を通知し、周知徹底を図っていただきたい。	B-1		提案主体からの意見を踏まえ、本事例のような公民館の利用は、社会教育法でも対応可能である旨を今後、関係会議を通じて資料を配付し、周知してまいります。	1218	1218010	社会教育法では、公民館の施設を貸し出す場合には、住民の集会その他公共的利用に供することに限定し、公民館の運営方針として営利事業を行うことを禁じているが、NPO法人等が彩の国コミュニティムービー振興事業として映画上映会など映像コンテンツ産業の振興に資する備しを行う場合には、社会教育法第22条第6号及び第23条第1項第1号を適用しないという特例を認めること	今回取り組む彩の国コミュニティムービー振興事業は、若手クリエイターなど制作者や配給者や地域のNPO等を結びつけ、地域の公民館や商店街空き店舗等で低廉な料金で上映会を開催し、映像コンテンツを活用したコミュニティビジネスを振興するものであるが、現在、公民館では収益事業として実施することができず、上映経費を回収することができない。そこで、NPO法人等彩の国コミュニティムービー振興事業として県が認められた団体が上映会など映像コンテンツ産業の振興に資する備しを行う場合に限り、社会教育法第22条第6号、第23条第1項第1号の規定を適用しないことにより、公民館で収益事業を行うことができることとし、これにより多様な上映機会の確保と運営団体の育成を図るものとする。	埼玉県	本県では、彩の国ビジュアルプラザを整備するなど映像コンテンツ産業の振興に取り組んでいるが、ハード面の整備等とともに多様な上映機会の確保と運営団体の育成が不可欠である。そこで、今回取り組む彩の国コミュニティムービー振興事業において、県が認めた団体が上映会など映像コンテンツ産業の振興に資する備しを行う場合に限り、社会教育法第22条第6号、第23条第1項第1号の規定を適用しないことにより、公民館で収益事業を行うことができることとし、これにより多様な上映機会の確保と運営団体の育成を図るものとする。		
080500	行政財産・学校施設の目的外使用の容認	学校施設に関する政令第3条	学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、法律に基づいて使用する場合や管理者の同意を得て使用する場合などはこの限りではない。	D-1	学校施設の確保に関する政令第3条第1項第2号において、管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合については、学校施設の使用を禁止しているものではありません。よって、当該政令は、ご提案の構想を妨げるものではないと考えます。						1135	1135010	教育的な効果の面から効果があると市町村長が認めた場合、学校内に民間またはNPOが管理する建造物を建てることを認める。	学校敷地内に民間あるいはNPO団体が温室などの建造物を建てて農作物や花卉などを栽培することを認める。	藤井信吾	公立学校の施設内において民間およびNPO団体が敷設・管理する温室などの農業関係施設を備えることを認めることと、児童・生徒にとって身近な自然環境教育が実現できる。これに加えて、児童・生徒にとっても最も身近な場所である学校敷地内において、学校の教師や親とは異なる地域の農業事業者・技術者・研究者と触れ合うことにより、地域ぐるみの子育てを実現することが可能となる。文部科学省や都道府県によって進められている「こどもの居場所づくりプラン」や「地域報告発表事業」を補完するものとなる。	